

大村市新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書

第Ⅱ編 運営業務編

令和 7 年 4 月

大 村 市

< 目 次 >

第1章 総則	1
第1節 業務概要	1
第2節 計画主要目	2
第3節 遵守事項等	3
第4節 本業務条件	6
第5節 本業務期間終了時の引渡し条件	7
第2章 運営体制	8
第1節 業務実施体制	8
第2節 連絡体制	8
第3節 有資格者の配置	8
第3章 運転管理業務	9
第1節 本施設の運転管理	9
第2節 運転管理マニュアルの作成	9
第3節 運転計画の作成	9
第4節 運転管理記録の作成	9
第5節 受付・計量業務	9
第6節 搬入管理	11
第7節 適正処理・適正運転	11
第8節 運転管理体制	11
第9節 用役の管理	12
第10節 余熱利用管理	12
第11節 処理生成物の搬出	12
第12節 性能試験の実施	12
第4章 維持管理業務	13
第1節 本施設の維持管理業務	13
第2節 維持管理マニュアルの作成	13
第3節 備品・什器・物品の管理	13
第4節 保守管理	13
第5節 修繕工事	15
第6節 施設保全	15
第7節 長寿命化総合計画の運用	16
第8節 精密機能検査	16
第9節 清掃	16
第5章 測定管理業務	17
第1節 本施設の測定管理業務	17
第2節 測定管理マニュアルの作成	17
第3節 測定管理の実施	17

第4節 排ガスの基準値を超過した場合の対応	18
第6章 防災管理業務	20
第1節 本施設の防災管理業務	20
第2節 緊急対応マニュアルの作成	20
第3節 事故報告書の作成	20
第4節 二次災害の防止	20
第5節 自主防災組織の整備	20
第6節 防災訓練の実施	20
第7節 災害発生時の対応	21
第8節 事業継続計画の作成	21
第7章 関連業務	22
第1節 本施設の関連業務	22
第2節 関連業務マニュアルの作成	22
第3節 植栽管理	22
第4節 施設警備・防犯	22
第5節 見学者対応	22
第6節 近隣対応	22
第7節 ウェブサイトの開設及び運営	22
第8章 情報管理業務	23
第1節 本施設の情報管理業務	23
第2節 施設情報管理	23
第3節 運営事業者の経営状況管理	23
第4節 業務完了報告	23
第5節 作成・提出資料	24

【用語の定義】

用語	定義
本要求水準書	大村市新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）をいう。
第Ⅰ編	大村市新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設工事編）をいう。
本市	大村市をいう。
本事業	大村市新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される大村市新ごみ処理施設をいい、管理棟、工場棟、計量棟のほか、洗車棟、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽、外構等の事業実施区域内の設備及びその付帯設備を含めていう。
本工事	本事業のうち、本施設の設計・建設工事及び関連する付帯工事をいう。
既存施設	現在、ごみ処理を行っている本市の環境センターをいう。
本業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
プラント	本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備、計装設備等を含む。）を総称していう。
建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
工場棟	本施設のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設を含む建築物をいう。
管理棟	本施設のうち、本市職員が執務を行うとともに見学者が施設の説明を受けるなど普及啓発に係る諸室及びそれらに付随する設備を有する建築物をいう。
DBO 方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
建設事業者	本工事を行う者をいう。
運営事業者	本業務を行う者をいう。
次期運営事業者	本事業終了後に本施設の運営業務を行う者をいう。
事業提案書	受注者が提出した本事業の技術提案図書をいう。
従業者	本施設を運営する者（運転要員を含む）をいう。
混載ごみ	本市の分別区分に応じた廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物等）が混載された状態で搬入される状況を指す。
処理生成物	本施設から排出される焼却主灰、飛灰等の残さをいう。
処理不適物	本市では受け入れないごみ及び本施設で処理した場合、不具合が発生するものを総称していう。
継続使用に支障のない状態	大規模な改修工事（基幹的設備改良工事含む）を実施せずに稼働可能な状態をいう。
補修工事	本施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換をいう。
更新工事	本施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能又は機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることをいう。

【本要求水準書の記載事項】

本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下のとおりである。なお、本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載しているものは、一例を示すものである。そのため、運営事業者は「(参考)」と記載されたものについては、本施設を運営するために当然必要と思われるものを補足・完備させること。

<仕様を示す記述方法>

1 []書きが無く、仕様が示されているもの

本市が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本市が認める場合には変更を可とする。

2 []書きで仕様が示されているもの

本市が標準仕様として考えるものである。建設事業者による提案を妨げるものではないが、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、本市が妥当と判断した場合に変更を可とする。

3 []書きで仕様が示されていないもの

提案によるものとする。

第1章 総則

本要求水準書は、大村市が新ごみ処理施設として整備する敷地、建築物、プラント等の全ての設計・施工及び運営を行う大村市新ごみ処理施設整備運営事業に関し、本市が要求する最低限の水準を示すものである。

第1節 業務概要

1 一般概要

「第Ⅰ編 第1章 第1節 1 一般概要」参照

2 事業名

「第Ⅰ編 第1章 第1節 2 事業名」参照

3 施設規模

「第Ⅰ編 第1章 第1節 3 施設規模」参照

4 建設場所

「第Ⅰ編 第1章 第1節 4 建設場所」参照

5 敷地面積

「第Ⅰ編 第1章 第1節 5 敷地面積」参照

6 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 測定管理業務
- (4) 防災管理業務
- (5) 関連業務
- (6) 情報管理業務

7 本市の業務範囲

本市の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

- (1) 本施設への処理対象物の搬入
- (2) 処理生成物の搬出及び処分（資源化含む）
- (3) 近隣対応
- (4) 行政視察対応
- (5) 運営モニタリング

8 本業務期間

本業務期間は、令和 12 年 7 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日までの 19 年 9 か月とする。

ただし、運営事業者は本市が本施設を竣工後 40 年以上使用する計画であることを前提として本業務を行うものとする。

第2節 計画主要目

1 計画ごみ処理量

「第 I 編 第 1 章 第 2 節 2 計画ごみ処理量」参照

2 計画ごみ質

「第 I 編 第 1 章 第 2 節 3 計画ごみ質」参照

3 搬出入車両

「第 I 編 第 1 章 第 2 節 4 搬出入車両」参照

4 余熱利用計画

「第 I 編 第 1 章 第 2 節 6 余熱利用計画」参照

5 焼却条件

「第 I 編 第 1 章 第 2 節 7 焼却条件」参照

6 公害防止基準

「第 I 編 1 章 第 2 節 8 公害防止基準」参照

7 処理生成物基準

「第 I 編 第 1 章 第 2 節 9 処理生成物の基準」参照

8 白煙防止基準

「第 I 編 第 1 章 第 2 節 10 白煙防止基準」参照

9 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書（第 I 編及び本要求水準書）及び事業提案書で定める本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第3節 遵守事項等

1 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、関係法令等を遵守すること（第Ⅰ編「第1章 第12節 1 表23 関係法令等（参考）」参照）。

3 生活環境影響調査の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本事業に係わる生活環境影響調査の結果を遵守すること。また、本市が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、対策を講ずること。

4 一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本市が定める「一般廃棄物処理基本計画」及び「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5 官公署等の指導等

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。また、官公署等から本業務に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、官公署等からの求めについては、本市の指示に基づき対応すること。

6 官公署等申請への協力

運営事業者は、本市が行う本施設の運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出すること。なお、運営事業者が行う本業務に係る申請に関しては、運営事業者の責任により行うこと。

7 本市への報告

- (1) 運営事業者は、本市が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに対応すること。
- (2) 定期的な報告は「第8章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等の報告は「第6章 防災管理業務」に基づくこと。

8 本市が実施する運営モニタリングへの協力

- (1) 運営事業者は、本市が実施する本業務全般に対する運営モニタリングへ全面的に協力すること。
- (2) 運営事業者は、本市が求めた場合、運営モニタリングに関する会議へ参加すること。
- (3) 運営事業者は、運営モニタリングにおいて、本市が本業務に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに対応すること。

- (4) 運営事業者は、本市が運営モニタリングを実施する場合、必要に応じて本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

9 運営事業者によるセルフモニタリング

運営事業者は、本要求水準書及び事業提案書のうち本業務に係る内容を網羅的に整理した運営モニタリングチェックシートを作成し、本業務開始1か月前までに本市の承諾を得ること。

また、運営事業者は、本業務の内容が本要求水準書及び事業提案書の内容を満たしていることを運営モニタリングチェックシートに基づき、セルフモニタリングすること。

運営事業者は、セルフモニタリングの結果を本市へ毎月報告すること。

10 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するため、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。なお、安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者及び組織等を含めること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市へ報告すること。なお、安全衛生管理体制を変更した場合は、速やかに本市へ報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従業員に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の改正について（平成26年1月10日付け基発第0110第1号）」に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、ダイオキシン類対策委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を作成し、遵守すること。
- (6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従業員のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、改善を行うこと。
- (8) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市へ報告すること。
- (9) 運営事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (10) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市へ連絡し、本市の参加について協議すること。
- (11) 運営事業者は、本施設の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。
- (12) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を作成し、本市へ提出すること。また、安全作業マニュアルの励行に努め、作業行動の安全を図ること。

- (13) 安全作業マニュアルは、本業務の作業状況に応じて改定し、その周知徹底を図ること。
なお、安全作業マニュアルを改定した場合は、本市へ報告すること。
- (14) 運営事業者は、作業環境管理計画及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。

11 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人等対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、整備した急病人等対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に設置してある自動体外式除細動器（AED）について、AEDに同封されている機器マニュアルに従い、維持管理等を定期的（インジゲータの日常点検含む）に実施すること。なお、AEDが破損や耐用年数を超過するなどして更新が必要となった場合は、運営事業者がAEDの更新を実施すること。

12 個人情報の保護

運営事業者は、直接搬入者や従業者等の個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「大村市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月20日条例第1号）」等を遵守すること。

13 守秘義務

運営事業者は、本業務の実施に当たり、業務上知り得た情報（個人情報を含む。）を第三者に漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。

14 保険

運営事業者は、本業務の実施に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の確認を得ること。

なお、本市は、本施設の所有者として、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入する予定である。

15 地域振興

本業務の実施に当たっては、本市の住民に対する雇用促進のほか、本市内企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

16 災害発生時の協力

震災、津波、台風、風水害、その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力すること。

第4節 本業務条件

1 準拠する図書

本業務は、以下の図書に基づき実施すること。

- (1) 事業契約書
- (2) 要求水準書（第Ⅰ編及び本要求水準書）
- (3) 事業提案書
- (4) 質問回答書（入札公告以降のものに限る）
- (5) その他本市の指示するもの

2 事業提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善すること。

3 契約金額の変更

【本要求水準書の記載事項】及び上記2の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

ただし、法改正等に伴い、本施設の改造や測定項目等の変更等が必要な場合の措置については、本市と運営事業者で協議の上、決定する。

4 本施設でごみ処理を継続できない場合の対応

運営事業者の責めに起因する要求性能未達によって本施設が長期停止し、ごみ処理を継続できない場合、代替の処理施設等の手配は運営事業者が行うものとし、処理に係る費用は運営事業者の負担とする。

ただし、代替の処理施設へごみを運搬する場合の費用は、本市内の運搬相当分（当該年度における本施設への1日当たり運搬費用の平均に基づいて算出）を本市が負担し、その他を運営事業者が負担するものとする。

第5節 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本市へ引き渡すこと。本市は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。

1 本市及び次期運営事業者への引継ぎ

- (1) 運営事業者は、本市が本要求水準書に記載の業務を行うに当たり支障が無いよう、本市へ引継ぎを行うこと。なお、本市への引継ぎ内容は、本市と協議の上、決定するものとし、運営開始後18年目（令和29年度）から協議を開始する。
- (2) 運営事業者は、運営事業者が本業務期間中に作成した図書、資料及び蓄積データについて、本業務期間終了時に本市へ提出すること。なお、本市は、運営事業者から提出された図書、資料及び蓄積データ等を次期運営事業者に対して開示できるものとする。
- (3) 運営事業者は、次期運営事業者に対し、3か月以上の運転教育を行うこと。なお、運営事業者は、運営開始後19年目（令和30年度）までに次期運営事業者への教育計画を作成し、本市の承諾を得ること。

2 引渡し時における本施設の状態

- (1) 運営事業者は、運営開始後20年目（令和31年度）に「第Ⅰ編 第1章 第6節 性能保証」に規定している引渡性能試験を実施し、本施設が要求性能を満足している状態であることを示すこと。なお、引渡性能試験は、運営事業者の負担で実施すること。
- (2) 主要な設備機器等は、本施設の要求性能を満足し、本業務期間終了後3年間の継続使用に支障のない状態であること。なお、主要な設備機器等とは、ごみ計量機、ごみピット、焼却炉、ろ過式集じん器、発電設備等、本施設の運営に際して重要な設備機器を指し、具体的な設備機器等は、運営開始後18年目（令和29年度）に本市と協議の上、決定する。
- (3) 建築物等は、本業務期間終了後3年間の継続使用に支障のない状態であること。
- (4) 本業務期間終了後3年以内に運営事業者の責めに起因する要求性能未達が指摘された場合、建設事業者及び運営事業者の責任と負担において改修等必要な対応を行い、通常の運営に支障を来さないようにすること。

3 その他引渡し条件

- (1) 本市は、運営開始後18年目（令和29年度）から、本業務期間終了後の本施設の運営方法について検討する。運営事業者は、必要に応じて本市の検討に協力すること。
- (2) 運営事業者は、運営開始後18年目（令和29年度）に、本業務期間終了後の長寿命化総合計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 本市は、本業務期間終了時において、運営事業者の財産（備品等）の買取を行わない。
- (4) 運営事業者は、本業務期間終了時に、本施設の保守管理に必要な工具、工作機器、測定器、電気工具、分析器具及び保安保護具等を引き渡すこと。ただし、リースにより調達した工具、工作機器、測定器、電気工具、分析器具及び保安保護具等は対象外とする。
- (5) 運営事業者は、本業務期間終了後の運転に必要な予備品（2年間分）及び消耗品（1年間分）を本業務期間終了時に納入すること。

第2章 運営体制

第1節 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、本業務の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本市へ報告すること。また、業務実施体制を変更する場合は、速やかに本市へ報告すること。

第2節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備し、本市へ報告すること。また、連絡体制を変更する場合は、速やかに本市へ報告すること。

第3節 有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条で定める廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として配置すること。
- (2) 運営事業者は、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者を配置すること。
- (3) 運営事業者は、本業務の実施に当たり上記(2)以外に必要な有資格者（廃棄物処理施設技術管理者、安全管理者、衛生管理者、第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者、クレーン運転士、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者、ボイラー技士、エネルギー管理員等）を配置すること。
- (4) 関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任を可とする。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理するとともに、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、本業務期間を通じて発電量は多く、消費電力量は少なくなるように努めること。

第2節 運転管理マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、運転管理マニュアルを作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運転管理マニュアルは、必要に応じて改定すること。なお、運転管理マニュアルを改定した場合は、本市へ報告すること。

第3節 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本市へ提出すること。
- (3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては本市へ提出すること。
- (4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本市へ提出すること。
- (5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本市へ提出すること。

第4節 運転管理記録の作成

運営事業者は、ごみ搬入量、処理生成物量、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を記載した、運転管理記録を作成し、本市へ提出すること。

第5節 受付・計量業務

1 受付管理

- (1) 運営事業者は、安全かつ効率的に受付を行うこと。
- (2) 運営事業者は、直接搬入者に対して、正しくごみが分別されていることを確認すること。ごみの排出地域、性状、形状、内容等を聞き取り及び目視により確認することを基本とし、必要に応じて展開検査を実施すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに本市へ報告すること。
- (3) 受付日は、月曜日から土曜日とする。ただし、年末年始（12月30日11時30分から1月3日）は、全ての受付を行わない。また、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び振替休日については、直接搬入車（一般家庭）の受付を行わない。

- (4) 受付時間は、原則として月曜日から金曜日は8時30分から16時45分、土曜日は8時30分から11時30分とする。ただし、年末年始のごみ量が多い時期等、平常時とは異なる状況により委託収集者及び許可業者が受付時間に間に合わない場合は、柔軟に対応を行うこと。

2 計量管理

- (1) 運営事業者は、搬出入車両を計量機において計量、記録、確認、管理を行うこと。
- (2) ごみの計量は、委託収集者、許可業者及び直接搬入者ともに搬入時及び搬出時の2度計量を基本とすること。
- (3) 混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種類毎に個別に計量できるように受付を実施すること。
- (4) 委託収集者、許可業者及び直接搬入者に対しては出口用計量機での計量時に伝票を発行することを基本とするが、詳細については本市と協議の上、決定する。
- (5) 運営事業者は、本市が整備を予定しているマテリアルリサイクル推進施設への搬入ごみも計量すること。
- (6) 運営事業者は、処理対象物及び処理生成物等の計量データを記録し、定期的に本市へ報告すること。

3 案内・指示

運営事業者は、搬入車両に対し、本施設内のルートとごみの降ろし場所について、案内・指示を行うこと。

4 ごみ処分手数料の徴収など

運営事業者は、ごみ処分手数料の支払いをする者から、本市が定める金額を本市が定める方法で徴収すること。徴収した料金は、本市が定める方法によって本市へ引き渡すこと。

5 マテリアルリサイクル推進施設への搬入者に対する対応

運営事業者は、本市が整備を予定しているマテリアルリサイクル推進施設への搬入者についても、適切に受付、計量、案内・指示、ごみ処分手数料の徴収を行うこと。

第6節 搬入管理

- (1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- (2) 運営事業者は、月に1日以上（1日当たり午前1回以上、午後1回以上の計2回以上）展開検査（パッカー車等の中身の検査）を実施すること。なお、展開検査は1回当たり1台程度を予定している。展開検査の実施に当たっては、展開検査計画を作成し、本市へ提出すること。
- (3) 運営事業者は、処理不適物の搬入防止に努めること。特に、段ボール箱などに入れられたものについては、その中身について確認すること。
- (4) 運営事業者は、処理不適物を搬入した者に対して、処理不適物を持ち帰らせること。ただし、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、処理不適物が残された場合、運営事業者は適切に処理不適物を保管し、本市が選定する引取業者に引き渡すこと。
- (5) 運営事業者が未然にごみピットへの投入を防止した処理不適物の搬出及び処理・処分に係る費用は、本市が負担する。
- (6) 処理不適物がごみピットに混入した場合は、運営事業者は自らの費用と責任において、ごみ投入ホッパへ投入する前に排除すること。ただし、運営事業者が善良なる管理者の注意義務をもってしても当該処理不適物を排除することができないことを証明したときはこの限りではない。

第7節 適正処理・適正運転

- (1) 運営事業者は、関係法令、本施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- (2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- (3) 運営事業者は、災害時において外部からの電力供給が途絶えた場合には、非常用発電設備によりごみの受入に必要な設備を稼働し、ごみの受入を継続すること。
- (4) 運営事業者は、本市から小動物の処理の依頼があった場合は処理すること。搬入実績は、「要求水準書添付資料8 小動物等受入実績年集計」を参照のこと。

第8節 運転管理体制

運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備し、本市へ報告すること。また、運転管理体制を変更する場合は、速やかに本市へ報告すること。

第9節 用役の管理

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- (2) 運営事業者は、災害時において用水及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備え、基準ごみ時における7日分以上の2炉定格運転が可能な用水及び薬剤等を常に貯留していること。
- (3) 運営事業者は、災害時において燃料の供給が途絶えた場合に備え、平常時における炉の立上げ・立ち下げに必要な燃料に加え、緊急時に停止状態から1炉立上げ、その後2炉目を立上げるために必要な燃料を常に貯留していること。

第10節 余熱利用管理

- (1) 運営事業者は、発電事業者として処理に伴って発生する余熱により発電を行い、施設の所内で利用するとともに、事業実施区域内の既存施設及び将来建設予定のマテリアルリサイクル推進施設、周辺公共施設（屋内プール）への電力供給及び売電を行うこと。
- (2) 周辺公共施設（屋内プール）へは温水により余熱（3GJ/h程度を想定）を供給すること。
- (3) 売電によって得られた収入は、全て大村市に帰属するものとする。

第11節 処理生成物の搬出

- (1) 運営事業者は、本市が処理生成物及び処理不適物を搬出する際、車両への積込み、計量等の作業を実施すること。
- (2) 運営事業者は、災害時等において処理生成物の搬出ができない場合であっても、本施設を稼働するため、処理生成物の貯留設備を常に貯留が可能な状態に保つように努めること。

第12節 性能試験の実施

運営事業者は、「第Ⅰ編 第1章 第6節 性能保証」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施すること。

第4章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 維持管理マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、本業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては本市の承諾を得ること。

第3節 備品・什器・物品の管理

- (1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、本業務の履行に支障なく使用できるよう備品・什器・物品等を適切に調達すること。なお、備品・什器・物品等は本市と協議の上、リースを可とする。
- (2) 運営事業者が備品・什器・物品の調達を行う範囲は、本市職員が利用する居室（事務室、倉庫及び休憩室等）を除く全ての範囲とする。
- (3) 運営事業者は、調達した備品・什器・物品を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

第4節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

1 保守管理計画の作成

- (1) 運営事業者は、本業務期間を通じた保守管理計画を作成すること。
- (2) 保守管理計画は、本業務期間中の毎年度分を作成し、当該年度の前年度までに本市の承諾を得ること。
- (3) 保守管理計画のうち、法定点検に関する計画は表 1を参考に作成すること。
- (4) 保守管理計画は、運転の効率性や安全性、運転計画を考慮し計画すること。
- (5) 未使用時の設備・機器については、使用時と環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- (6) 運営事業者は、日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合、臨時点検を実施し、適切に対応すること。

表 1 法定点検における検査項目（参考）

設備名	法令名	条項	備考
ボイラー	電気事業法	第 42 条 保安規程 第 55 条 定期安全管理検査	定期検査 2 年に 1 回以上
タービン	電気事業法	第 42 条 保安規程 第 55 条 定期安全管理検査	定期検査 4 年に 1 回以上
電気設備	電気事業法	第 42 条 保安規程 第 55 条 定期安全管理検査	年次点検 月次点検
クレーン	クレーン等安全規則	第 34 条 定期自主検査（荷重試験等） 第 35 条 定期自主検査（ブレーキ、ワイヤーロープ等） 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 作業開始前 2 年に 1 回以上
エレベータ	クレーン等安全規則	第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 1 年未満～2 年以内に 1 回以上
	建築基準法	第 12 条	1 年に 1 回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第 94 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
計量器	計量法	第 21 条 定期検査	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	第 14 条 の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法施行規則	第 31 条の 6 点検の内容及び方法	外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
その他必要な項目	関係法令による	—	関係法令の規定による

2 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画に基づき、保守管理を実施すること。

3 保守管理実施結果の報告

- (1) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書を適切に管理し、法令等で定められた期間又は本市との協議による期間において適切に保管すること。

第5節 修繕工事

修繕工事とは、本施設において劣化した機能の改善又はより良い機能の発揮を目的に行う補修工事及び更新工事を指す。

1 修繕工事計画の作成

- (1) 運営事業者は、本業務期間を通じた本施設の修繕工事計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書に基づき、本業務期間を通じた修繕工事計画を毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書に基づき、各年度の年間修繕工事計画を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、修繕工事実施に際して、修繕工事実施までに詳細な修繕工事実施計画を作成し、本市の承諾を得ること。

2 修繕工事の実施

運営事業者は、修繕工事実施計画に基づき、本施設の要求性能を維持するために修繕工事を行うこと。

3 修繕工事実施の報告

- (1) 運営事業者は、修繕工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、修繕工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (2) 運営事業者は、各年度の年間修繕工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

第6節 施設保全

施設保全とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

1 保全の実施

運営事業者は、保守管理計画に基づき、本施設の建築物等を定期的に点検し、適切な修理・交換を実施すること。特に、建築設備（照明設備、空調設備、換気設備等）及び構内案内板の修理・交換並びに構内道路及び駐車場等の構内白線引きについて配慮すること。

2 保全実施の報告

運営事業者は、本施設の保全に伴う修理・交換を実施した場合、保全実施報告書を作成し、本市へ報告すること。

第7節 長寿命化総合計画の運用

- (1) 運営事業者は、建設事業者が作成した長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能を維持するために、維持管理を行うこと。
- (2) 運営事業者は、点検、補修、交換、精密機能検査及び機器更新等の履歴に基づき、必要に応じて長寿命化総合計画を更新し、その都度、本市の承諾を得ること。

第8節 精密機能検査

- (1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施し、本市へ報告すること。
- (2) 運営事業者は、1年に1回以上の頻度で機能検査を実施し、本市へ報告すること。
- (3) 精密機能検査及び機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第9節 清掃

- (1) 運営事業者は、本業務期間を通じ、本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に、見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。
- (2) 運営事業者は、清掃計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、清掃実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

第5章 測定管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 測定管理マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。なお、測定管理マニュアルの内容は、表 2 の項目及び頻度と同等以上とすること。
- (2) 本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び本市が合意した場合、測定項目及び測定頻度は、必要に応じて変更可とする。
- (3) 法令改正等により測定項目及び測定頻度の変更が必要となった場合は、別途協議とする。
- (4) 運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、測定管理マニュアルの改定に当たっては、本市の承諾を得ること。

表 2 本業務期間中の測定項目

項 目		頻 度
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1 回/月
燃焼室温度	炉出口温度	常時 (各炉)
排ガス	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素	1 回/2 ヶ月 (各炉)
	ダイオキシン類、水銀	4 回/年 (各炉)
排ガス (連続測定)	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素	常時 (各炉)
騒音	騒音レベル【事業実施区域境界 4 箇所】(デシベル)	4 回/年
振動	振動レベル【事業実施区域境界 4 箇所】(デシベル)	4 回/年
悪臭	特定悪臭物質【事業実施区域境界 4 箇所、気体排出口】	4 回/年
焼却主灰	熱灼減量	1 回/月
	ダイオキシン類含有量	4 回/年
飛灰処理物	ダイオキシン類含有量	4 回/年
	重金属類等溶出量 (カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀、セレン、1,4 ジオキサン)	4 回/年
作業環境	ダイオキシン類濃度	4 回/年
	粉じん濃度	4 回/年
	二硫化炭素濃度	4 回/年

第3節 測定管理の実施

- (1) 運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。なお、分析の依頼先は、原則として法的資格を有する第3者機関とすること。
- (2) 運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ報告すること。

第4節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1 要監視基準と停止基準

(1) 基準の区分

- ① 運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。
- ② 要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。
- ③ 停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

(2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀とする。

(3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 3 に示すとおりとする。

表 3 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値 ※1	判定方法	基準値 ※1	判定方法
連続計測項目	ばいじん (g/m³N)	[]	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.03	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	塩化水素 (ppm)	[]		30	
	硫黄酸化物 (ppm)	[]		50	
	窒素酸化物 (ppm)	[]		80	
	一酸化炭素 (ppm)	[]		30	4 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)	—		0.1	定期バッチ測定データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この 2 回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	水 銀 (μ g/m³N)	—		30	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに※23 回以上の追加測定を実施する。この 4 回以上の測定結果の平均値※3 が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※1 煙突出口、乾きガス：O₂12%換算値

※2 基準値の 1.5 倍を超過していた場合は測定結果が得られた後 30 日以内に、それ以外は 60 日以内に実施。

※3 計 4 回以上の測定結果のうち、最大値および最小値を除く全ての測定結果の平均値とする。

2 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、以下に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- (2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の作成（本市への提出）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (5) 改善作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- (6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、以下に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 停止レベルに至った原因の解明
- (2) 復旧計画の作成（本市への提出）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 運転データの確認（本市による確認）
- (7) 本施設の使用再開

第6章 防災管理業務

第1節 本施設の防災管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。

第2節 緊急対応マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。また、緊急時には、緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行うこと。
- (2) 緊急対応マニュアルは、緊急対応が安全かつ速やかに行えるよう、必要に応じて改定すること。なお、緊急対応マニュアルを改定した場合は、本市へ報告すること。

第3節 事故報告書の作成

- (1) 運営事業者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに基づき、直ちに事故の発生状況及び事故時の運転管理記録等を本市へ報告し、適切に事故処理対応を行うこと。
- (2) 運営事業者は、事故処理対応後、速やかに事故処理対応策等を記した事故報告書を作成し、本市へ提出すること。

第4節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるように本施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第5節 自主防災組織の整備

- (1) 運営事業者は、台風、大雨、津波、高潮等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した連絡体制について本市へ報告すること。なお、連絡体制を変更した場合は、速やかに本市へ報告すること。

第6節 防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、防災訓練を1年に1回以上行うこと。

第7節 災害発生時の対応

運営事業者は、災害発生時において、周辺住民及び施設見学者等が避難できるように本施設を開放し、適切に管理すること。

なお、避難者に関する状況把握及び管理等は、本市が実施する。

また、防災備蓄品の補充は市で実施するが、在庫数の確認及び報告は運営事業者にて行うこと。

第8節 事業継続計画の作成

- (1) 運営事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（BCP：Business continuity planning）を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 事業継続計画には、災害、疫病、システム障害等の緊急事態別に具体的な対応方法及び事業継続可否の判断指標を設けること。

第7章 関連業務

第1節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 関連業務マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、関連業務マニュアルを作成し、本市へ承諾を得ること。
- (2) 関連業務マニュアルは、必要に応じて改定すること。なお、関連業務マニュアルを改定した場合は、本市へ報告すること。

第3節 植栽管理

運営事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第4節 施設警備・防犯

- (1) 運営事業者は、本施設の施設警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市へ報告すること。なお、施設警備・防犯体制を変更した場合は、速やかに本市へ報告すること。
- (3) 運営事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

第5節 見学者対応

- (1) 運営事業者は、見学者の受付（見学日時及び施設案内担当者の調整等含む）を行うこと。
- (2) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、本市が実施する見学者対応（行政視察含む）について、資料作成や説明補助等の協力をする事。
- (4) 運営事業者は、説明用パンフレットの内容を更新すること。詳細については、更新の必要性も含め、5年に1回以上本市と協議の上、決定する。運営事業者は、説明用パンフレットを更新した場合、更新した電子データを本市へ提出すること。
- (5) 運営事業者は、説明用パンフレットの不足が想定される場合、追加印刷すること。
- (6) 見学者説明用備品及びそのコンテンツは5年に1回以上更新し、常に新しい情報発信・環境学習を実施すること。

第6節 近隣対応

- (1) 運営事業者は、常に適切な運営を行い、周辺住民等の信頼、理解及び協力を得ること。
- (2) 運営事業者は、本施設の運営に関して、周辺住民等から意見等があった場合、速やかに本市へ報告すること。また、その対応については、本市と協議の上、決定する。

第7節 ウェブサイトの開設及び運営

- (1) 運営事業者は、本施設の運転状況を公表するウェブサイトを開設し、運営すること。
- (2) 運営事業者がウェブサイトで公表するデータや本市ウェブサイトとのリンクなどは本市と協議の上、決定する。

第8章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報の漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本施設の情報管理に際して、セキュリティソフトの導入（更新）等の情報セキュリティ対策を講じること。
- (2) 運営事業者は、本事業に関する各種マニュアル、各種計画、各種報告書、図面及び蓄積データ等を適切に管理すること。
- (3) 運営事業者は、運営事業者が作成した各種マニュアル、各種計画及び各種報告書の資料名及び提出時期を示した図書管理表を本業務開始前に作成し、本市へ提出すること。
- (4) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮した管理記録報告書を作成し、毎年度本市へ提出すること。
- (5) 運営事業者は、本事業に関する各種マニュアル、各種計画、各種報告書、図面及び蓄積データ等を法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。
- (6) 運営事業者は、保守管理、修繕工事又は施設保全等により、本施設に変更が生じた場合、本事業に関する各種マニュアル、各種計画及び図面等を速やかに変更すること。
- (7) 運営事業者は、本事業に関する各種マニュアル、各種計画、各種報告書、図面及び蓄積データ等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
- (8) 運営事業者は、本市が発信するウェブサイト等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第3節 運営事業者の経営状況管理

- (1) 運営事業者は、公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、毎年6月末までに財務諸表を本市へ提出すること。なお、財務諸表は、本業務開始前においても、第1期分から毎年度提出すること。
- (2) 運営事業者は、翌年度の経営計画を毎年10月末までに本市へ提出すること。なお、経営計画には、本業務期間を通じた事業収支計画を含めるものとし、事業収支計画には毎年度の実績を反映すること。

第4節 業務完了報告

- (1) 運営事業者は、本業務の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書及び年間業務完了報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 月間業務完了報告書は、毎月提出すること。
- (3) 年間業務完了報告書は、毎年度提出すること。

第5節 作成・提出資料

- (1) 運営事業者は、本業務の実施に際し、表 4に示す各種マニュアル及び各種計画等を本業務開始前に本市へ提出し、表 4に示す区分により本市の承諾を得る又は本市へ報告すること。なお、各種マニュアル及び各種計画等の詳細な内容は、本市と協議の上、決定する。
- (2) 運営事業者は、各種報告書の様式を作成し、本業務開始前に本市へ提出すること。
- (3) 運営事業者は、各種マニュアル、各種計画及び各種報告書の様式等を必要に応じて改定し、表 4に示す区分に準じて本市の承諾を得る又は本市へ報告すること。
- (4) 本業務期間中に運営事業者が提出する各種計画及び各種報告書の提出頻度及び提出時期は、本市と協議の上、決定する。

表 4 各種マニュアル及び各種計画等

項目	資料名	区分	
		承諾	報告
マニュアル	運転管理マニュアル		○
	維持管理マニュアル	○	
	測定管理マニュアル	○	
	緊急対応マニュアル	○	
	関連業務マニュアル	○	
	安全作業マニュアル		○
	急病人等対応マニュアル	○	
	[]	[]	[]
計画	年間運転計画		○
	月間運転計画		○
	年間調達計画		○
	月間調達計画		○
	展開検査計画		○
	保守管理計画	○	
	修繕工事計画	○	
	年間修繕工事計画	○	
	修繕工事実施計画	○	
	長寿命化総合計画	○	
	清掃計画	○	
	事業継続計画		○
	ダイオキシン類へのばく露防止推進計画		○
	作業環境管理計画		○
	経営計画		○
	次期運営事業者への教育計画※	○	
	[]	[]	[]
その他	各種体制（業務実施体制、安全衛生管理体制、運転管理体制、施設警備・防犯体制等）		○
	連絡体制（平常時及び緊急時）		○
	運営モニタリングチェックシート（様式）	○	
	図書管理表		○
	[]	[]	[]

【凡例】 承諾：本市の承諾が必要、報告：資料の提出のみ（本市の承諾は不要）

※運営開始後 19 年目までに作成。